2023年4月1日より、植物に加え「物品」も罰則の対象になりました。

ねぇ、知ってる？
海外に持ち出せない
植物やモノが
あるんだって。

植物防疫所
公式キャラクター
ぴーきゅん

輸出相手国の
要求により持ち出せない
ものがあります。
詳しくは ››››››››››

違法な持ち出しは罰則の対象です。

輸出相手国の要求に合わない植物や物品を持ち出した場合、検査を受けるにあたり不正行為があった場合には、3年以下の懲役、または300万円以下の罰金が科せられます。法人の場合は5,000万円以下の罰金が科せられます。

農林水産省 植物防疫所